

ごみ処理広域化実施計画の協議過程における課題に対する考え方

1 過去の経過（第 1 章 P1）

平成 18 年 4 月に逗子市と鎌倉市において覚書（資料 3-2）を締結し、平成 16 年 3 月に策定した横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）を踏まえ、鎌倉市が生ごみ資源化施設を逗子市が焼却施設を新たに整備する方向で協議を進めてきた。

しかし、現焼却施設の延命化工事を実施するとしたことなどから、平成 22 年 2 月に覚書（資料 3-3）を解除し、新たに焼却施設設置に向けてごみ質を統一する旨の確認書（資料 3-4）を締結した。

2 課題に対する考え方

平成 28 年 7 月に締結した覚書（資料 3-5）では、焼却処理について鎌倉市と逗子市の施設で処理することとしていたが、平成 29 年 11 月に逗子市の既存焼却施設で、2 市 1 町の可燃ごみを処理することの可能性について、協議を要請し検討を進めてきた。

(1) 逗子市焼却施設における焼却可能量

2 市 1 町の可燃ごみを逗子市焼却施設でどの程度焼却が可能であるか、2 市 1 町可燃ごみの将来予測及び焼却可能量について協議を進めた。

ア 2 市 1 町可燃ごみ将来予測（第 6 章 P40～P44）

2 市 1 町ともにゼロ・ウェイストを目指してごみの減量資源化を推進しており、協議の中で家庭系生ごみの資源化や事業系手数料の見直しを踏まえた生ごみの削減等から、令和 2 年度の焼却量 44,785 t を令和 11 年度に 19,933 t まで削減できると試算をした。

	令和 2 年度	令和 11 年度
鎌倉市	28,169 t	9,998 t
逗子市	10,796 t	6,841 t
葉山町	5,820 t	3,094 t
計	44,785 t	19,933 t

イ 逗子市焼却施設の焼却可能量（第 7 章 P45～P51）

逗子市焼却施設は、日量 75t 炉が 2 炉整備されているが、協議の中で「できる限り長く稼働させるため余裕のある運用を図ること」、「現有人員の中で効率的に運営を図ること」、「周辺住民への負担軽減」等を踏まえ、年間 20,000t を上限とした。

このため、令和 11 年度以降は、全量逗子市焼却施設で焼却可能となるが、P49 ページに記載の通り令和 7 年度から令和 10 年度までの間や計画通り減量が進まなかった場合は、鎌倉市が可燃ごみの一部を適正に民間や自区外の処理も含めて処理するとした。

なお、区域内の焼却施設が 1 施設になることから近隣市町及び民間事業者等とバックアップ協定を締結して対応するとした。

(2) 逗子市焼却施設の稼働期間と稼働停止後の対応

逗子市焼却施設の老朽化が進んでおり、稼働期間がどの程度で稼働停止後どのように対応するかが課題となり協議を進めた。

ア 逗子市焼却施設稼働期間（第 7 章 P53）

現施設は、昭和 56 年度から稼働し平成 25 年度に延命化工事を実施しているが、老朽化が進んでいる。

いつまで稼働可能か協議を行ってきたが、前回の審議会資料 10 にあるように、再度延命化工事を行うのではなく令和 7 年度以降、年間約 1 億 8500 万円の定期補修経費を計上して、施設の状況を踏まえながら計画的に維持管理を行い、令和 16 年度末まで稼働することとした。

イ 稼働停止後の対応（第 7 章 P53）

当該実施計画の計画期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間であるが、安定的なごみ処理体制を構築するため、稼働停止後の方針を示すことも重要であることから、協議を行い考え方を示すことにした。

考察は、「将来のごみ量の予測」、「新技術の実用化の進捗」、「国の広域化・集約化の考え方」、「将来のごみ処理施設のあり方」などの視点を整理し、その結果、区域内の将来ごみ量が減少しエネルギー回収できる施設規模とならないことから、新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して、ごみの減量・資源化を進めるのが最良と位置付けた。

さらに、国の通知を踏まえ今後神奈川県が新たに広域化集約計画を策定することから、広域化ブロック区割りの設定見直しについても記述をして、ブロックの考えを示した上で今後の神奈川県との協議を進

めることとした。

(3) 各市町の役割分担（第 7 章 P55）

広域化を進めるために各市町の役割分担が重要になるが、協議をする中で、当初鎌倉市の役割を容器包装プラスチック及びペットボトルの資源化施設が候補に上がっていたが、将来的に焼却施設を建設しない方向で整理することになったことから、可燃ごみの中継施設の整備が必須になるため、鎌倉市が整備を担うことになった。

(4) 各市町の費用負担

覚書の基本方針では、ごみの減量と資源化に関し、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進を図るとしている。前回の審議会資料 10 で示したように、鎌倉市の可燃ごみを含めて 20,000 t を焼却することにより逗子市及び葉山町の処理単価は、現在連携を図っている単価より廉価になる。また、鎌倉市も民間事業者に搬入するより単価は、廉価になり 2 市 1 町ともにメリットが生じることになる。

(5) 住民理解について

ごみ処理広域化を進めるには、特に焼却施設の地元住民の理解が重要になるため、協議を進めるにあたり慎重に対応を図っている。当該実施計画（素案）の公表前に池子小学校区住民自治協議会へ説明を行ったうえで公表をしている。

また、資料 3-6 のとおり令和元年 12 月に説明会及び令和 2 年 1 月から 2 月にパブリックコメントを実施したが、地元住民から強い反対の意向は示されていない状況である。

3 まとめ

平成 22 年 2 月に覚書を解除した時点の計画は、新たな焼却施設建設が前提で焼却量や搬入車両も増加することなどから、地元住民の理解が得られなかった点もあったと思慮する。

今回の計画は、既存施設を活用するもので焼却量も過去焼却していた量より減少した状況であり、稼働期間も一定期間ということから、地元住民の一定の理解が得られていると思慮します。

また、ゼロ・ウェイストを目指す中でごみの減量・資源化が促進され、財政面を含め 2 市 1 町にとってそれぞれメリットがあり、将来のごみ処理体制の考え方も一致したことから、素案作成に至ったものである。